

とちぎ産業活力大賞実施要綱

1 目的

本県産業の振興や地域経済、地域社会の活性化に貢献した県内の企業及び産業関係団体等（以下「企業等」という。）を表彰し、表彰企業等の功績を讃えるとともに、当該企業等の取り組み等を広く紹介することにより、県内の中小企業のチャレンジ意欲の喚起及び気運の醸成を図ることを目的とする。

2 表彰対象

県内に主たる事業所を有する企業等で、次のいずれかに該当するもののうち、本県産業の振興又は地域経済若しくは地域社会の活性化に貢献したと認められる企業等を表彰する。

- ① 優れた新技術、新製品を開発し、又は独創性、新規性に優れたサービスを提供している中小企業
- ② 第二創業、経営革新、若しくは農商工連携等の新たな取り組み又はITを活用する等の積極的な業務の改善により、経営力が向上し、業績を伸ばしている中小企業
- ③ 本県産業人材の育成や確保のための優れた取り組みを行っている企業等
- ④ 商店街・温泉街の賑わいの創出やまちづくりのための優れた取り組みを行っている企業等
- ⑤ その他本県産業の振興や地域経済、地域社会の活性化のための優れた取り組みを行っている企業等

3 募集方法

募集は、公募によるものとし、自薦・他薦を問わないものとする。

4 審査

- (1) 表彰企業等を選考するため、学識経験者等からなる審査委員会を設置する。
- (2) 審査委員会による審査を行うにあたり、あらかじめ、関係行政機関の職員による予備審査を行うことができる。

5 表彰企業等の決定

- (1) 賞は、とちぎ産業活力大賞最優秀賞及び同優秀賞とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、特別賞を設けることができるものとする。
- (2) 知事は、審査委員会の選考結果に基づき、最優秀賞1団体、優秀賞2団体程度を決定するものとする。

6 表彰等

知事は、表彰企業等に対し表彰状及び記念品を贈呈するとともに、表彰企業等の取組事例等をホームページへの掲載等により紹介するものとする。

7 事務

この要綱に関する事務は、栃木県産業労働観光部産業政策課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から実施する。